



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県物品調達基金管理規則の一部を改正する規則（物品管理課）…………… 1
- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則（県民生活課）…………… 2

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉政策課）…………… 3
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 3
- 特定計量器の定期検査（県民生活課）…………… 3
- 救急病院の告示（保健医療政策課）…………… 4
- 県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課）…………… 5
- 事業の認定（用地課）…………… 5
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 7
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 7

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）…………… 7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課）…………… 8
- 家畜商講習会の開催（畜産課）…………… 8
- 市決定に係る都市計画の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了・10件（南部土木事務所）…………… 9

教育委員会事項

- 沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… 11

公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施…………… 13

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定・2件…………… 14

規 則

沖縄県物品調達基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月 3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第49号

沖縄県物品調達基金管理規則の一部を改正する規則

沖縄県物品調達基金管理規則（昭和47年沖縄県規則第116号）の一部を次のように改正する。

第2条中「すべて」を「全て」に改める。

第10条中「又は修繕価格にその100分の5に相当する額（この条において「加算金」という。）を加算した額」を削り、同条ただし書を削る。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第50号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第9条」を「第3条」に改める。

第10条中「第24条」を「第7条」に改める。

第12条中「第27条第4項」を「第10条第3項において準用する法第6条第4項」に改める。

第14条中「法第30条」を「法第13条」に、「令第23条」を「政令第17条」に改める。

別表第1避難所の供与の項中「を収容する」を「に供与する」に、「300円」を「310円」に改め、同表応急仮設住宅の供与の項中「を収容する」を「に供与する」に、「2,401,000円」を「2,530,000円」に、「(4)にかかわらず」を「(2)にかかわらず」に、「ものを数人以上収容し」を「複数のものに供与し」に改め、「(以下「福祉仮設住宅」という。）」を削り、「に収容する」を「を供与する」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項中「に収容された」を「に避難している」に、「1,010円」を「1,040円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項中「17,200」を「17,800」に、「22,200」を「22,900」に、「32,700」を「33,700」に、「39,200」を「40,400」に、「49,700」を「51,200」に、「7,300」を「7,500」に、「28,500」を「29,400」に、「36,900」を「38,100」に、「51,400」を「53,100」に、「60,200」を「62,100」に、「75,700」を「78,100」に、「10,400」を「10,700」に、「5,600」を「5,800」に、「7,600」を「7,800」に、「11,400」を「11,700」に、「13,800」を「14,200」に、「17,400」を「18,000」に、「2,400」を「2,500」に、「9,100」を「9,400」に、「12,000」を「12,300」に、「16,800」を「17,400」に、「19,900」を「20,600」に、「25,300」を「26,100」に、「3,300」を「3,400」に改め、同表災害にかかった住宅の応急修理の項中「520,000円」を「547,000円」に改め、同表死体の処理の項中「3,300円」を「3,400円」に、「5,000円」を「5,200円」に改め、同表埋葬の項中「201,000円」を「206,000円」に、「160,800円」を「164,800円」に改める。

別表第2法第24条第5項の規定により実費弁償の対象となる者の種類の項中「法第24条第5項」を「法第7条第5項」に改め、同表政令第10条第1号から第4号までに掲げる者の項中「第10条」を「第4条」に、「23,700円」を「24,100円」に、「16,600円」を「16,100円」に、「17,600円」を「17,100円」に、「14,900円」を「14,200円」に、「15,800円」を「15,700円」に、「15,400円」を「18,900円」に、「15,000円」を「18,800円」に、「16,800円」を「20,500円」に改め、同表政令第10条第5号から第10号までに掲げる者の項中「第10条」を「第4条」に改める。

第1号様式から第3号様式までの規定及び第5号様式中「第26条」を「第9条」に改める。

第7号様式中「第24条」を「第7条」に改める。

第8号様式中「第24条」を「第7条」に、「第45条」を「第31条」に、「50,000円」を「300,000円」に改める。

第11号様式中「第27条」を「第10条」に改める。

第12号様式中「第29条」を「第12条」に改める。

第13号様式中「第30条」を「第13条」に、「第23条」を「第17条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、施行の日以後に救助に係る費用が確定したものについて適用し、同日前に救助に係る費用が確定したものについては、なお従前の例による。

告

示

沖縄県告示第507号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年10月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ぐしこどもクリニック	豊見城市字宜保291番地金宏産業第一ビル 1階	平成26年5月1日
まちだクリニック	北谷町字上勢頭556番地3	平成26年6月1日
とみやま耳鼻咽喉科	石垣市字新川2427番地カメヤンコート101	平成26年6月1日
みのり歯科大里	南城市大里字高平高宮城原97番地2	平成26年6月9日
さおり歯科クリニック	中城村字南上原556番地	平成26年7月1日
くじら薬局	浦添市伊祖二丁目3番6号2	平成26年7月1日
信山会訪問看護ステーション南城つはこ	南城市佐敷字津波古432番地	平成26年7月1日
いなみ歯科クリニック	うるま市安慶名31番地新垣第一ビル1F	平成26年7月2日

沖縄県告示第508号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成26年10月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
ハート歯科	宜野湾市字愛知622番地	平成25年4月30日
ぐしこどもクリニック	豊見城市字宜保291番地金宏産業第一ビル 1階	平成26年4月30日
まちだ小児科	北谷町字上勢頭556番地3	平成26年6月1日
とみやま耳鼻咽喉科	石垣市字新川2427番地カメヤンコート101	平成26年6月1日

沖縄県告示第509号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成26年10月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
浦添市	平成26年11月10日（月曜日） 午前11時から午後3時まで	牧港公民館
	平成26年11月17日（月曜日） 午前11時から午後3時まで	屋富祖公民館

	平成26年11月20日（木曜日） 午前11時から午後3時まで	中央卸売市場
	平成26年11月26日（水曜日） 午前11時から午後3時まで	内間公民館
うるま市 赤野、赤道、安慶名、石川、石川赤崎、 石川東浜、石川東山本町、石川曙、石川 石崎、石川伊波、石川嘉手苺、石川白 浜、石川楚南、石川東恩納、石川東恩納 崎、石川山城、兼箇段、川崎、川田、喜 仲、喜屋武、具志川、昆布、塩屋、洲 崎、平良川、高江洲、田場、天願、豊 原、仲嶺、前原、みどり町及び宮里	平成26年12月1日（月曜日） 午前11時から午後3時まで	宮里公民館
	平成26年12月3日（水曜日） 午前11時から午後3時まで	栄野比公民館
	平成26年12月8日（月曜日） 午前11時から午後3時まで	赤野公民館
	平成26年12月10日（水曜日） 午前11時から午後3時まで	うるま市石川庁舎
沖縄市	平成26年12月15日（月曜日） 午前11時から午後3時まで	中部農連市場
	平成26年12月16日（火曜日） 午前11時から午後3時まで	高原自治会
	平成26年12月17日（水曜日） 午前11時から午後3時まで	諸見里自治会
	平成26年12月18日（木曜日） 午前11時から午後3時まで	安慶田自治会
	平成26年12月24日（水曜日） 午前11時から午後3時まで	登川自治会

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
浦添市	平成26年11月10日（月曜日）から 平成27年3月31日（火曜日）まで	特定計量器の取り付け てある土地又は建物その他 工作物の所在の場所
うるま市 赤野、赤道、安慶名、石川、石川赤 崎、石川東浜、石川東山本町、石川 曙、石川石崎、石川伊波、石川嘉手 苺、石川白浜、石川楚南、石川東恩 納、石川東恩納崎、石川山城、兼箇 段、川崎、川田、喜仲、喜屋武、具志 川、昆布、塩屋、洲崎、平良川、高江 洲、田場、天願、豊原、仲嶺、前原、 みどり町及び宮里	平成26年12月1日（月曜日）から 平成27年3月31日（火曜日）まで	
沖縄市	平成26年12月15日（月曜日）から 平成27年3月31日（火曜日）まで	

沖縄県告示第510号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成26年10月3日

沖縄県知事 仲井眞弘多

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
-------	--------	--------	---------	--------

北部地区医師会病院	名護市字宇茂佐1712番地3	公益社団法人北部地区医師会	平成26年9月22日	平成29年9月21日
-----------	----------------	---------------	------------	------------

沖縄県告示第511号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成26年10月3日

沖縄県文化観光スポーツ部長 湧 川 盛 順

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者
文化の杜共同企業体
代表者 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄文化の杜
那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄タイムス社
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成26年11月8日から平成27年1月18日まで
- 4 観覧料の額
特別展「水中文化遺産—海に沈んだ歴史のカケラ」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	300円	240円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体が観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第512号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年10月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 起業者の名称 嘉手納町
- 2 事業の種類 新設学校給食共同調理場建設事業及びこれに伴う附帯事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分 沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良屋良原地内
(2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
(1) 法第20条第1号の要件への適合性について
新設学校学校給食共同調理場建設事業及びこれに伴う附帯事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である嘉手納町が事業主体となって、起業地内に、学校給食共同調理場を新築整備する事業であるところ、同調理場は法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に該当する。また、本体事業の施行に伴い附帯工事として行う学校給食共同調理場への進

入路の設置工事は、法第3条第35号に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設である共同調理場を設置するものであり、本件事業の起業者である嘉手納町は、同法第5条の規定により学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならないとされていることから、本件事業を施行する機能を有する主体である。

さらに、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号への要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

嘉手納町では、既存の学校給食共同調理場において、嘉手納町内の幼稚園、小・中学校の児童生徒への学校給食を実施している。既存施設は老朽化に伴う建物の耐力度低下が確認され、安全面において問題が生じている。さらに、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に対応したドライシステムの整備等、調理場環境の改善が求められている。しかし、現敷地内での建替工事を行った場合、工事期間中の学校給食の提供ができなくなり、各家庭に負担を強いることとなる。民間業者への委託や近隣市町村の給食センターに委託する場合でも職員数と調理器具に限りがあり、給食が数食しか確保できず安定供給が困難である。以上のことから、起業地に学校給食共同調理場を新築整備をするものである。

本件事業の施行により、学校給食衛生管理基準に適合した施設整備が図られ、学校給食の効率的な運営を可能にし、かつドライシステムの導入や汚染作業区域と非汚染作業区域の区分等により調理場の衛生管理が改善され、嘉手納町の幼稚園、小・中学校の児童生徒に安全・安心な給食を提供することを可能にする。

また、本体事業に伴う附帯事業は、学校給食共同調理場への進入路を設置する工事であり、進入路を設けることは、公道と接道し、学校給食配送・回収車両や食材搬入車両のスムーズな運行のために必要なものである。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（平成25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、本件事業に必要な面積が確保できること、塩害等の自然現象を受けにくい場所であること、公道へ容易に接道できる土地であること等から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、既存施設の老朽化に伴う建物耐力度低下の問題や、学校給食衛生管理基準に適合した施設整備を図ることが早急に求められていること等から、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業に半永久的に供される範囲であることから、収用又は使用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足しているので、事業の認定を行うものである。

- 5 起業地を表示する図面の縦覧場所 嘉手納町教育委員会教育総務課

沖縄県告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成26年10月3日から同月17日まで一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 331号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	東村字慶佐次535番2から 東村字慶佐次535番2まで	21.1m ～ 38.8m	42.2m
	東村字平良1111番2から 東村字平良1111番2まで	12.7m ～ 14.4m	26.6m
新	東村字慶佐次535番2から 東村字慶佐次535番2まで	24.2m ～ 40.1m	42.2m
	東村字平良1111番2から 東村字平良1111番2まで	13.8m ～ 27.4m	26.6m

沖縄県告示第514号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年10月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 国頭村、大宜味村、名護市、恩納村、宜野座村、金武町及びうるま市
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年9月22日から同年11月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年11月21日まで縦覧に供する。

平成26年10月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年9月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人八重山織物工芸産業振興会
- 3 代表者の氏名 新賢次
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県石垣市宇登野城909番地

- 5 定款に記載された目的 この法人は、全国の不特定多数の人々に対して、主に八重山ミンサーをはじめとする八重山の織物工芸産業の情報発信事業等を行い、継承・発展と工芸産業に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年11月21日まで縦覧に供する。
平成26年10月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年9月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人サポートセンターゆめさき
- 3 代表者の氏名 上江田静江
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市高原七丁目34番29号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、軽度発達障害や心に傷を負った若年者に対して、生活支援から就労支援までを幅広く提供することを目的とする。

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成26年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成26年10月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時 平成27年2月12日（木曜日）午前8時50分から午後5時まで及び同月13日（金曜日）午前8時50分から午後5時30分まで
 - (2) 場所 那覇地域職業訓練センター 那覇市西3丁目14番1号 電話番号098-868-0439
- 2 講習科目及び時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 3 講習の対象者 家畜の取引の業務に従事するため家畜商の免許を受けようとする者
- 4 受講手続 受講希望者は、受講申込書に沖縄県証紙3,300円及び申込者の写真（申請前6月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの）を添えて、平成27年1月23日（金曜日）までに最寄りの家畜保健衛生所に提出すること。
- 5 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画高度地区の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 高度地区（県道浦添西原線沿線地区）
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年4月7日 沖縄県指令土第629号、平成26年9月11日 沖縄県指令土第1011号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川439番1、440番及び440番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 八重瀬町字東風平826番地5 エホバの証人の東風平会衆 代表役員 大嶺正春
- 5 検査済証番号 平成26年9月22日 第4138号
- 6 工事完了年月日 平成26年9月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月3日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年11月1日 沖縄県指令南土第1352号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字瀬長79番1、83番2及び83番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市安謝2丁目6番20号 有限会社スーパーマン 取締役 セーフターヘルラムジ
- 5 検査済証番号 平成26年8月7日 N第507号
- 6 工事完了年月日 平成26年7月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月3日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年3月3日 沖縄県指令南土第255号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字屋宜原仲志原238番1、239番6及び239番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 読谷村字読谷232番地3 有限会社吾妻サンライズ 代表取締役 島袋悦子
- 5 検査済証番号 平成26年8月20日 N第508号
- 6 工事完了年月日 平成26年8月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月3日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年9月25日 沖縄県指令南土第1199号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波川之尾原1056番4、1079番7、1079番9及び1081番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市赤嶺2丁目14番地10グレイティフル岬205号 今村晴司
- 5 検査済証番号 平成26年8月27日 N第509号
- 6 工事完了年月日 平成26年8月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月3日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年10月31日 沖縄県指令南土第1344号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根673番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市我如古一丁目25番25号TNアルカンシエル401号 亀山周、宜野湾市我如古一丁目25番25号TNアルカンシエル401号 亀山沙矢香
- 5 検査済証番号 平成26年9月2日 N第510号
- 6 工事完了年月日 平成26年8月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月3日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年9月24日 沖縄県指令南土第1194号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根28番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平791番地県営潮平高層住宅802号 平田温
- 5 検査済証番号 平成26年9月2日 N第511号
- 6 工事完了年月日 平成26年8月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月3日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年1月14日 沖縄県指令南土第33号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字潮平321番1及び323番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字兼城352番地の2コーポ和303号 下門弘幸
- 5 検査済証番号 平成26年9月3日 N第512号
- 6 工事完了年月日 平成26年8月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月3日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年1月16日 沖縄県指令南土第40号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川262番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字山川104番地 神里忍
- 5 検査済証番号 平成26年9月5日 N第513号
- 6 工事完了年月日 平成26年8月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月3日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年9月20日 沖縄県指令南土第1190号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波1056番4、1079番6及び1079番7
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字北波平49番地マンション仲本201号 前田克也
- 5 検査済証番号 平成26年9月10日 N第514号
- 6 工事完了年月日 平成26年9月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月3日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年5月8日 沖縄県指令南土第543号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字北波平722番1及び723番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字宜保349番地2 末吉満也
- 5 検査済証番号 平成26年9月12日 N第515号
- 6 工事完了年月日 平成26年9月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月3日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年10月25日 沖縄県指令南土第1321号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字長堂72番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字真玉橋487番地オアシスファミリー306号 長間博紀
- 5 検査済証番号 平成26年9月17日 N第516号
- 6 工事完了年月日 平成26年9月2日

教育委員会事項

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月3日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

沖縄県教育委員会規則第10号

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

（沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正）

第1条 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

沖縄県立鏡が丘特別支援学校	浦添市当山	肢体不自由 病弱	小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科
浦添分校	浦添市経塚	肢体不自由	小学部	6年	
			中学部	3年	

浦添分教室	浦添市経塚	肢体不自由	高等部	3年	普通科
-------	-------	-------	-----	----	-----

を

沖縄県立鏡が丘 特別支援学校	浦添市当山	肢体不自由 病弱	小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科
浦添分校	浦添市経塚	肢体不自由	小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科

に改める。

(沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則(平成22年沖縄県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

那覇学区	大平特別支援学校	宜野湾市(宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域(宜野湾市立真志喜中学校区域にあつては宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。))に限る。)、浦添市、那覇市(那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域に限る。)	大平特別支援学校久米島高等学校分教室にあつては、久米島町とする。
	鏡が丘特別支援学校 (肢体不自由である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市	浦添分教室にあつては、社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団沖縄療育園の入所者に限る。
浦分学区	鏡が丘特別支援学校 浦添分校	浦添市	社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団沖縄療育園の入所者に限る。
那覇特学区	那覇特別支援学校	那覇市	社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会沖縄整肢療護園及び社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会若夏愛育園の入所者及び通所者に限る。

を

那覇学区	大平特別支援学校	宜野湾市(宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域(宜野湾市立真志喜中学校区域にあつては宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。))に限る。)、浦添市、那覇市(那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域に限る。)	久米島高等学校分教室にあつては、久米島町とする。
------	----------	---	--------------------------

	鏡が丘特別支援学校 (肢体不自由である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。)	宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市	
浦分学区	鏡が丘特別支援学校 浦添分校	浦添市	社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団沖縄療育園の入所者に限る。
那覇特学区	那覇特別支援学校	那覇市	社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会沖縄南部療育医療センターの入所者及び医療型児童発達支援センター「わかたけ」の通所者に限る。

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第110号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成26年10月3日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	平成26年11月10日（月曜日）から同月14日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成26年11月14日にあつては、午前10時45分）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
	【考査】11月14日（金曜日）	午前11時10分から午後零時50分まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	平成26年11月13日（木曜日）から同月14日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成26年11月14日にあつては、午前10時45分）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
	【考査】11月14日（金曜日）	午前11時10分から午前11時45分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 20人
- (2) 追加取得講習 20人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第4号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
 - ア 新規取得講習 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - イ 追加取得講習 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

- (1) 受付期間
 - ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成26年10月6日（月曜日）から同月10日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
 - イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成26年10月9日（木曜日）から同月16日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
 - (2) 提出先
 - ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
 - イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
 - (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
 - (4) 受講手数料 新規取得講習手数料34,000円又は追加取得講習手数料10,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032—3034）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成26年10月3日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣

2 事業の種類 一般国道58号改築工事（浦添北道路・沖縄県浦添市牧港五丁目地内から同市字港川崎原地内まで）

3 裁決手続の開始を決定する土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測		
浦添市字港川崎原	542番地 1	宅地	3,419.41	3,419.75	545.87	(注)

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のK06、R2、R3、R4、R5、R6、R7、R8、R9、K05、K02、L9、L8、L7、L6、L5、L4、L3、L2、K01、A79及びK06の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である（別紙図面は、省略する。）。

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
宮城貞夫	沖縄県浦添市字城間一丁目8番21号2F

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
米琉住宅株式会社 代表取締役 石川孝敏	沖縄県宜野湾市大山六丁目6番23号	借地権
澤岬和子	沖縄県浦添市字港川542番地マチナトポイントB-19	転借地権
尾形奈美	宮城県仙台市若林区新寺三丁目1番53-501号	転借地権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成26年9月11日

沖縄県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成26年10月3日

沖縄県収用委員会

1 起業者の名称 国土交通大臣

2 事業の種類 一般国道58号改築工事（浦添北道路・沖縄県浦添市牧港五丁目地内から同市字港川崎原地内まで）

3 裁決手続の開始を決定する土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測		
浦添市字港川崎原	542番地	宅地	4,660.64	4,661.04	1,095.17	(注)

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のK03、L18、L17、L16、L15、L14、L13、L12、L11、L10、K02、K05、R10、R11、R12、R13、R14、R15、R16、R17、R18、K04、A39及びK03の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である（別紙図面は、省略する。）。

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
浦添市字城間こと 城間自治会 会長 稲江哲哉	沖縄県浦添市字城間一丁目9番1号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
米琉住宅株式会社 代表取締役 石川孝敏	沖縄県宜野湾市大山六丁目6番23号	借地権
澤岬和子	沖縄県浦添市字港川542番地マチナトポイントB-19	転借地権
尾形奈美	宮城県仙台市若林区新寺三丁目1番53-501号	転借地権
上里忠正	沖縄県浦添市字港川542番地3	転借地権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成26年9月11日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--